

## 現状分析

現在、日本の発電量割合の79.8%を占めるのは火力発電である。日本が2050年までに実現を掲げるカーボンニュートラルとは真逆に行く、化石燃料の大量使用、二酸化炭素を多く排出するこの発電は、批判的的にもなっている。カーボンニュートラル実現に向け大きく注目されているのが、新エネルギー。太陽光・風力・地熱・バイオマス発電がそれにあたり、国内で発電が完結し、かつ温室効果ガスを排出しないこれらの発電には技術の面で今はまだ欠陥がある。大量発電が難しいということ、設置に費用がかかること、発電量が左右されやすいうことなどが影響し、割合は3.8%に留まっている。他の持続可能な発電方法を含めた、再生可能エネルギーも今後の発電方法として重要視されている。また、水力発電も新規ダム建設が困難なことなどが理由で割合は10%ほど、福島第一原発事故が発生後から大幅に使用発電所が減少した原子力発電は6.4%しか使用されていない。これらの発電方法をどのような割合で使用すべきか、日本には課題が残っている。

## ビジョン

火力発電に頼る日本の発電情勢からの脱却をし再生可能エネルギーに頼ることで、カーボンニュートラルを進める。まだ再生可能エネルギーの発展が十分ではないため、すぐの導入は難しい。ただ、一時的に別の発電方法を使用し生活のクオリティを維持しながら、環境に良い電力生産を進めることで、持続可能な日本の未来をつくる。同時に、福島第一原発事故が起ころってからは、原子力発電に対する世間の印象があまり良くない。しかし、現在は技術が進歩し、安全性が確認できている発電所や新型の原子炉も多く存在する。二酸化炭素を排出しない原子力発電に対するイメージアップを図ることも、同時に期待する。

## 政策の内容

### 「CARBON 30 + 30」（カーボン サーティ・サーティ）

発電におけるカーボンニュートラルの実現を2050年に達成することは難しいと判断し、2060年までに実現するプランを立てた。2030年より本政策を開始し、30年かけて実行する。

本政策の実行前に、国会で関連法を成立させる。法案には、本政策の目的や方法、流れを記載するほか、原子力発電に関する具体的な制限を設けたり、予算の確保方法について記載したり、今後の行政の対応や国会での審議事項等などを盛り込む。

再生可能エネルギーに関する問題点は、時間が経過することで解決すると考えている。それらの時間を待つ間、二酸化炭素を排出しない原子力発電を一時的に利用する。福島第一原発事故以後、原子力発電所の安全について問題視されていたが、資源エネルギー庁や原子力規制委員会など行政が主導の元で具体的なマニュアル等を作成し、再稼働に向け厳粛な対応を行うことで、緊急時の対応を円滑に進めることができるようになる。

また、新たな再生可能エネルギーの発電所を設置するための費用及び原子力発電所の廃炉資金を確保すべく、法案可決後から毎年予算を積み立てる。

## 政策の効果

<~2029年>  
本政策についての法案を国会にて可決させる

<2030年～>  
原子力発電所を再稼働させ、火力発電の依存度を抑える  
その間、予算の積み立て等を行い、今後の資金確保をする  
再生可能エネルギーの技術向上、コストダウンなどにあたる

<2045年～>  
原子力発電所の廃炉を徐々にスタートさせる  
同時に、再生可能エネルギーによる発電を増やす  
※再生可能エネルギーの技術・コスト等の問題点が解決されていると仮定

<2060年>  
再生可能エネルギーによる発電を割合首位にする  
原子力発電所と火力発電の廃炉・廃止が進んでいる状況

原子力発電などについては特に、国民から反対意見の多いことであり厳しい道だが、斬新かつ現実的な策を遂行することが、発電におけるカーボンニュートラル実現の大きな鍵となる。本政策により、火力発電の依存解消、電気代の削減ができ、環境に良い発電となることが見込まれる。

提案する  
政策名

## CARBON 30 + 30

学校名

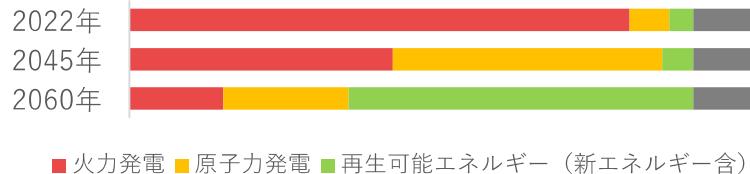
中央大学附属中学校

チーム名

文藝部ディベート班

提案内容のイメージ図

### 発電方法割合の推移（目標）



- 2045年までに火力発電と原子力発電の割合を揃える  
(2045年頃には再生可能エネルギーの技術が進歩していると仮定)
- 2060年には再生可能エネルギーの発電依存度を首位にする
- 原子力発電所は一部を稼働し続けつつ廃炉を進める
- 火力発電所は一部をバイオマス発電所などへ転換、それ以外は廃止へ

### 原発の稼働予定数



### CARBON 30 + 30関連法案

- 原発のある地域の住民との説明会、討論会を行う
- 原発、再生可能エネルギーを使用する事業者と火力発電の縮小に協力する事業者へ補助金を支給
- 有事の際、全責任は事業者が負い、現場の指揮を執る
- 事故対策マニュアルを資源エネルギー庁、原子力規制委員会が主導で行う  
マニュアルは毎年提出義務化をし、半年に一度以上の事業者による安全点検、それらの報告を必須とする  
(1年に1度、事業者点検とは別で政府が外部組織に委託し点検する)
- マニュアルや報告書の提出が行われた場合は、事業者への補助金を上乗せする
- 提出がなかった場合、政府が点検等を行った上で安全の確認が取れるまでは稼働を停止する
- 提出書類や安全等に明らかな不備があった場合、補助金を停止、回収する場合がある

### 予算の確保方法

予算は、国家予算で長期の積立を行い確保する  
主な使い道としては、

- 検討、審議
- 原子力発電所の廃炉関連費
- 再生可能エネルギー使用拡充費
- 事業者への補助金
- 発電所の修理修繕費
- 政府主導の点検代

など

※枠内の提案は審査に使用します。本紙は、大会終了まで、事前に参加する各チームに提示・共有は致しません。

※大会終了後に大会成果のとりまとめや行政機関の資料等で使用させていただくことがあります。